

「福岡県伝統的工芸品産地訪問商談会事業」業務委託公募仕様書

本仕様書は、「福岡県伝統的工芸品産地訪問商談会事業」の業務委託先を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

本仕様書は業務の実施内容について示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項はすべて実施するとともに、従事者にその内容を周知徹底し、業務の遂行に当たらないなければならない。

なお、業務委託先選定後の委託契約締結に際して、別途、業務仕様書を示すこととする。

1. 委託業務の名称

「福岡県伝統的工芸品産地訪問商談会事業」業務委託

2. 趣旨（目的）

伝統的工芸品産業は昨今、生活様式の変化はもとより、流通形態の変化や海外からの安価な商品の流入等により生産高が減少している。

このような状況を打開するためには、生産事業者による新たな販路開拓や消費者ニーズを捉えた商品の生産が必要である。

そこで、福岡県の意欲ある伝統的工芸品生産事業者（以下「生産事業者」という）とこれまで生産事業者が接点を持っていないバイヤーとのマッチングを試みる事業を実施することで、伝統的工芸品産地や生産者、商品の魅力を知ってもらい、販路拡大・売上向上を図る。

3. 契約期間

契約日～令和2年3月13日

4. 対象となる伝統的工芸品について

「博多織」「小石原焼」

5. 委託業務内容

（1）企画運営及び連絡調整業務、業務実施スケジュールの作成等

- ・伝統的工芸品の商談会を行うための企画運営を行うこと。
- ・実施にあたり必要となる、生産事業者やバイヤー等との連絡調整、フォローアップ等の業務を行うこと。
- ・委託契約後、1週間以内に業務実施スケジュールを作成し提出すること。

（2）メーカーや小売店との繋がりを持つバイヤーの選定

- ・伝統的工芸品産地の希望する方面への販路拡大に繋げるため、下記に留意してバイヤーを選定すること。選定後は生産事業者や伝統的工芸品 FUKUOKA 協議会と協議のうえ、事業を進めること。

- ① 産地が希望するジャンルのメーカーや小売店等との繋がりを多く持つこと。
博多織…アパレル（洋装や制服での採用など）、建築（内装）、インテリア、
ネットショップ等
小石原焼…百貨店、雑貨セレクトショップ、ネットショップ等
 - ② 伝統的工芸品への理解があり、消費者ニーズやトレンドをつかむことに長け、生産事業者に対する確かなアドバイスができること。
 - ③ 産地と密なコミュニケーションが取れるバイヤーであること。
 - ・選定したバイヤーには下記事項を遂行させること。
 - ① 産地訪問を通じた産地の実態を把握すること。
 - ② 生産事業者との継続的な繋がりを持つこと。
- ※本委託事業終了後は、バイヤーと生産事業者で協議のうえ、継続的な取組みとなるよう努めること。

（３）参加生産事業者の募集

各産地組合を通じて加盟事業者へ本事業への参加を募り、問合せへの対応や受付、管理業務を行うこと。

（４）事前セミナーの開催

本事業の効果を高めるため、商談会前に商談会参加事業者を対象とした説明会兼営業力向上セミナーを産地において実施すること。

（５）バイヤーの産地視察及び商談会の開催

バイヤーを各産地に招聘し、産地視察及び商談会を開催すること。（１産地につき２回）

（６）アンケートの集計

商談会后１ヵ月を目処に、バイヤー及び生産者に対して進捗状況や意見の聞き取りを行い、結果を集計すること。

（７）報告書作成業務

委託業務終了後は実績報告書を作成し、速やかに提出すること。

（８）その他

産地訪問等の交通手段については、原則、受託事業者が確保すること。

6. 事業目標

1産地1回あたり県内バイヤー2名・県外バイヤー2名、参加生産者15社以上を目指す。（生産者に関しては1回目と2回目が同じでも可）

7. 著作権等

本事業を通じて商標や著作権等が発生した場合、その権利については本業務受託事業者

と生産事業者で協議の上、明確にしておくこと。その他の本事業において発生した一切の著作権、意匠権は全て伝統的工芸品FUKUOKA協議会に帰属するものとし、以後協議会が認めたものが使用できることとする。

8. 守秘義務

業務上知り得た個人情報や企業情報等について、他人に漏らしたり、自己の利益のために利用しないこと。また、委託業務終了後も同様とする。

9. 履行期限

令和2年3月13日

10. その他

- ・業務の遂行に当たっては、関係する法令を遵守すること。
- ・業務の遂行に当たっては、伝統的工芸品FUKUOKA協議会と緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。また、経過についても随時報告するものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合、または業務上重要事項の判断に当たっては、委託者と受託者で協議のうえ決定するものとする。
- ・委託業務については、状況の変化により業務内容等に変更があり得るものとする。